十　陸上自衛隊滝川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道滝川市	北海道滝川市	北海道滝川市	
泉町二百三十六	泉町（次の図面に示す部分に限る。）	朝日町西一丁目から四丁目まで、朝日町東一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、泉町、泉町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、泉町河川敷地（次の図面に示す部分に限る。）、扇町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、扇町河川敷地（次の図面に示す部分に限る。）、西一丁目から四丁目まで、西一線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、西一線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、西一線北二十四号（次の図面に示す部分に限る。）、東一線北二十一号、東一線北二十二号、東一線北二十三号、東二線北二十一号、東二線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、東二線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、東三線北二十一号、東三線北二十二号、東三線北二十三号、東四線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、東四線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、東四線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、南町一丁目から四丁目まで、向町一丁目並びに本町一丁目から三丁目まで、宮町一丁目から三丁目まで、緑町一丁目から三丁目まで、光一町一丁目から三丁目まで、南町一丁目から三丁目まで及び東町一丁目から三丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）	
北海道樺戸郡新十津川町		字大和（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一　陸上自衛隊上富良野駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡上富良野町	南町四丁目九百四十八番地
北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡上富良野町	東一線北二十二号、東一線北二十三号、東二線北二十二号、東二線北二十三号及び南町四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡上富良野町	旭町一丁目から三丁目まで、大町一丁目から五丁目まで、丘町一丁目から四丁目まで、基線北二十号（次の図面に示す部分に限る。）、基線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、基線北二十二号、基線北二十三号、基線北二十四号、桜町一丁目から三丁目まで、富町一丁目から三丁目まで、新町一丁目から三丁目まで、西一線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、西一線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、西一線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、西一線北二十四号（次の図面に示す部分に限る。）、東一線北二十一号、東一線北二十二号、東一線北二十三号、東二線北二十一号、東二線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、東二線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、東三線北二十一号、東三線北二十二号、東三線北二十三号、東四線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、東四線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、東四線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、南町一丁目から四丁目まで、向町一丁目並びに本町一丁目から三丁目まで、宮町一丁目から三丁目まで、緑町一丁目から三丁目まで、光一町一丁目から三丁目まで、南町一丁目から三丁目まで及び東町一丁目から三丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二　陸上自衛隊上富良野駐屯地多田分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡上富良野町	字上富良野
北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡上富良野町	国有無番地（次の図面に示す部分に限る。）、第一安井牧場（次の図面に示す部分に限る。）、中ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、東五線北二十五号（次の図面に示す部分に限る。）、倍本農場（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十四号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十五号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十六号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十七号（次の図面に示す部分に限る。）、東七線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、東七線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、東八線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、東十一線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）及び東十二線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）